

【手数料を納付書で支払う場合】 電気工事業を始めるときの申請

1 事業として電気工事を行うためには電気工事業の登録が必要です。

電気工事士の資格を有する方であっても、事業として電気工事を行うためには、電気工事業者の登録が必要です。

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録電気工事業者登録申請書(様式第1)	1	※押印は不要です。
鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え	1	※右端の「納税証明書<納付済証>」の部分を申請書の裏面に貼り付けてください。 (詳細は下記3を参照)
誓約書	各1	※押印は不要です。 ①法人の場合には、法人としての誓約書と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ②個人事業の場合には、事業者の代表者と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ※ただし、法人の代表者または個人事業の代表者が主任電気工事士を兼任する場合は、主任電気工事士の誓約書は不要です。
主任電気工事士の雇用証明書	1	※押印は不要です。 事業者の代表者が主任電気工事士である場合には、提出は不要です。
主任電気工事士の実務経験証明書	1	※証明者(雇用主等)の押印が必要です。 主任電気工事が第二種電気工事士である場合に提出してください(第一種の場合は提出不要)。 鳥取県知事以外の登録等を受けた事業者が証明する場合は、電気工事業に関する登録証などの写しを添付してください。
主任電気工事士免状の写し	1	第一種電気工事士免状の交付を受けている方は、法定講習の受講記録の面の写しも併せて提出してください。
登記事項証明書(法人登記簿謄本)	1	法人である場合に提出してください。個人事業の場合には提出は不要です。
備付器具調書	1	取り扱う工種(一般用電気工作物のみの場合、自家用電気工作物も取り扱う場合)により必要な機器が異なりますので、調書の注釈の記載を参考に作成してください。

3 手数料

22,000円(鳥取県が発行する納付書で納付してください。)

○納付書の入手に当たっては、下記の設置場所にて納付書を入手するか又は県からの郵送を希望する場合は、県ホームページ「電気工事業の申請・届出」からダウンロードした「納付書送付依頼書」に所定事項を御記入の上、県消防防災課にファクシミリ又はメール送信ください。(折り返し郵送します。)

【納付書の設置場所】

(1) 鳥取県電気工事業工業組合各支部

- ・鳥取支部：鳥取市田島 648 タナカビル 1 階（電話 0857-26-1569）
- ・倉吉支部：倉吉市駄経寺町二丁目 60-4（電話 0858-23-1436）
- ・米子支部：米子市旗ヶ崎 2120（電話 0859-22-7014）

(2) 鳥取県危機管理局消防防災課

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県第二庁舎 3 階（電話 0857-26-7063）

○県ホームページ「電気工事業の申請・届出」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取って申請書の裏面に貼り付けてください。

<注意事項>

- ・その年度に発行された納付書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。
4月1日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用ください。
- ・県収入証紙は令和3年9月30日に廃止となります、令和4年3月31日までに下記申請先に提出するか、郵送の場合は同日までの消印となる申請には県収入証紙を使用できます。
- ・使用予定がない県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料 3.3% を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださいか、同課にお電話ください。

（アドレス） <https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

（電話） 0857-26-7437

4 申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目 271 番地

電話 0857-26-7063

様式第1（第2条）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

新規登録申請用の納付書で手数料（22,000円）を支払い後、控えの右端（「納税証明書＜納付済証＞」）を裏面に貼り付けてください。

登録電気工事業者登録申請書

年 月 日

鳥取県知事様

住所〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		一般用電気工作物 自家用電気工作物		第 種電気工事士免状 第 号

（工種を〇で囲むこと）

2 法人にあっては、その役員の氏名

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと
3 電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること
4 主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては*印を付すること
5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

[添付書類]

登録申請者誓約書

年 月 日

鳥取県知事様

住所

名称

私及び当社役員は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第6条第1項第1号から第5号に該当しない者であることを誓約します。

[添付書類]

主任電気工事士誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

氏 名

私は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第6条第1項第1号から第4号に該当しない者であることを誓約します。

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

[添付書類]

雇用証明書

年 月 日

鳥取県知事 様

登録申請者 住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日 生
雇 用 年 月 日	年 月 日

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

[添付書類]

主任電気工事士実務経験証明書

ふりがな			生年 月日
氏名			
現住所	〒 (電話 :)		
電気工事士免状	交付年月日 交付番号等	年 月 日 第二種電気工事士 知事交付 第 号	
実務経験の期間及び内容			
所属部署及び役職名	期間	職務の内容	
通算期間	年 月		
当該電気工事士は、上記のとおり、実務経験を有することを証明します。			
年 月 日			
所 在 地 〒			
(電話 :)			
事業者名			
電気工事業に関する 登録又は届出番号		知事 登録 ・ 届出 (いずれかを○で囲む) 号	
代 表 者		(印)	

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 登録申請者が従業員等の自らの事業所での実務経験を証明する場合は、代表者の押印は要しない。
 - 鳥取県知事以外の登録等を受けた事業者が証明する場合は、電気工事業に関する登録証などの写しを添付すること。

[添付書類]

電気工事士免状の写し

氏名欄の写しを貼付してください。

第一種電気工事士の方は、法定講習の受講記録欄を貼付してください。

※第一種電気工事士免状の交付を受けている方は、講習の受講履歴欄の写しも貼付してください。

[添付書類]

備付器具調書

器具名	製造年	製品番号	台数	製造業者名
①絶縁抵抗計				
②接地抵抗計				
③回路計であって抵抗 および交流電圧を測 定できる器具				
④低圧検電器				
⑤高圧検電器				
⑥継電器試験装置				
借入先				
⑦絶縁耐力試験装置				
借入先				

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。

※**一般用電気工作物のみ**を取り扱う場合には、①～③までの機器が必要です。

※**自家用電気工作物**を取り扱う場合には、①～⑦までの機器が必要です。

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。